

議第71号

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が第1号」を「が同項第1号」に、「を第2号」を「を同項第2号」に改め、同条各号を削る。

第7条中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第9条第6項第1号」を「同項第1号」に改める。

第10条中「が第1号」を「が同項第1号」に、「を第2号」を「を同項第2号」に改め、同条各号を削る。

第11条中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される政令第10条第4項第1号」を「同項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。